

最高裁秘書第2020号

令和8年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

全司法労働組合が、最高裁に対し、令和7年3月頃、mints と TreeeS と紙という三つの事件管理方法が併存することについて、職員の負担が増えることがないように要望した際の文書（全司法新聞2443号参照）、及びこれに対する最高裁の考えが書いてある文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年9月19日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和8年度（最情）答申第4号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）